

平成 29 年第 4 回定例会

*** 請 願 文 書 表 ***

市 原 市 議 会

1. 請願書の受理番号 市原市議会請願第1号
2. 受理年月日 平成29年11月24日
3. 提出者の住所氏名
4. 紹介議員 山内かつ子
5. 付託委員会 教育民生常任委員会
6. 件名及び要旨

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書の提出を求める
ことについて

厚生労働省は「看護師等の「雇用の質」の向上のための取組について（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の雇用の質」の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定(2014年改正)では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。

しかし、日本医労連が2013年に実施した「看護職員の労働実態調査」(回答数 32,372)では、「慢性疲労」(73.6%)、「辞めたいと思う」(75.2%)という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」(57.5%)、「ミス・ニアミスの経験がある」(85.4%)という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査(2010年)から改善されていないことも明らかになっています。

勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。

以上の趣旨から、下記の項目について、地方自治法第99条に基づき、国への意見書の提出を求めお願いいたします。

記

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること
 - (1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - (2) 夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - (3) 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

- 3 患者・利用者の負担軽減を図ること。
- 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

1. 請願書の受理番号 市原市議会請願第2号
2. 受理年月日 平成29年11月24日
3. 提出者の住所氏名
4. 紹介議員 山内かつ子
5. 付託委員会 教育民生常任委員会
6. 件名及び要旨

「介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出を求めること
について

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題となっています。

介護労働者の人材確保・離職防止を進めていく上で「労働環境の整備」が重要である事は、2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(福祉人材確保指針)」でも示されている通りです。しかし、福祉人材確保指針が改定された以降も、介護労働者の労働環境が改善されたとは言いがたい状況です。2013年に全国労働組合総連合が実施した「介護施設に働く労働者アンケート」では介護施設の労働者の賃金は全産業労働者よりも月額平均10万円も低くなっています。介護の仕事を「辞めたい」と考えたことがある人は57.3%にも達し、辞めたい理由は「賃金が安い」(44.7%)、「仕事が忙しすぎる」(36.9%)、「体力が続かない」(30.1%)となっています。「十分なサービスができていない」は回答者の4割近くにのぼり、その理由として「人員が少なく業務が過密」が約8割と群を抜いています。

介護労働者の処遇についても、政府は2009年以降、介護労働者の処遇改善策を実施して「4万円以上の賃上げを図った」としています。しかし、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」では、処遇改善策が実施された以降も、平均勤続年数・所定内給与額に大きな改善は見られていません。2015年4月に実施された介護報酬の改定では、大幅なマイナス改定によって事業所が大きな打撃を受け、それに伴って介護労働者の処遇にも影響を及ぼしています。

人材確保・離職防止の実質的な対策や安全・安心の介護体制の確立は国の責任で行うべきです。人材不足の解消・介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせませ

ん。同時に報酬の引き上げに伴う負担を自治体や被保険者に負わせないことも重要になります。介護制度の真の持続性を確保するために、下記の項目について、地方自治法第 99 条に基づき、国への意見書の提出を求めお願いいたします。

記

- 1 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善策を講じ、賃金水準の引き上げを図ること。処遇改善の費用は国費で賄うこと。
- 2 介護保険施設の人員配置基準を利用者 2 人に対して介護職員 1 人以上に引き上げること。夜間の人員配置の要件を改善し、一人夜勤は解消すること。
- 3 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。同時に、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

1. 請願書の受理番号 市原市議会請願第 3 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 11 月 24 日
3. 提出者の住所氏名
4. 紹 介 議 員 山内かつ子
5. 付 託 委 員 会 教育民生常任委員会
6. 件 名 及 び 要 旨

障害児者の「暮らしの場」の拡充を求める意見書の提出を求めることについて

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいます。

とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が「長期のショートステイ(いわゆる「ロングショート」)を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であります。

こうした深刻な現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の項目について、地方自治法第 99 条に基づき、国への意見書の提出を求めお願いいたします。

記

- 1 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
- 2 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
- 3 前 2 項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施策の重要な担い手になって

いる地方公共団体を財政的に支援すること。